

横浜市情報公開・個人情報保護審査会第一部会 第279回会議議事録

日 時	平成27年11月26日（木） 午後 2 時00分～午後 4 時40分
開催場所	関内中央ビル 5階特別会議室
出席者	三辺部会長、橋本委員、勝山委員
欠席者	なし
開催形態	非公開
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第一部会第278回会議議事録の承認 2 情報公開制度運用状況及び諮問の報告 3 存否応答拒否処分の報告 4 第二部会からの報告 5 行政文書の開示請求等に係る不服申立ての審議
議事及び 決定事項	<p>開会にあたり、部会長が、会議の非公開を確認した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会第一部会第278回会議議事録の承認 2 情報公開制度運用状況及び諮問の報告 事務局から運用状況及び諮問（第1503号及び第1504号）について報告した。 3 存否応答拒否処分の報告 事務局から次の3件の存否応答拒否処分について報告した。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「特定個人（横浜市南区特定住所）の職権消除について 1. 実態調査から職権消除に至る経緯 2. 標記に関する、実態調査報告書 3. 標記に付、送付された住民異動届出催告書控え 4. 横浜市住民基本台帳実態調査実施要領第3項の対象とされた根拠となる資料 5. 標記に付、職権消除の公示の内容」 (2) 「案件名「港南つつじヶ丘地区地区計画」 特定年月日A 頭書案件 施行反対者 特定個人（以下、「甲」という。） 1. 開示の求めに係る行政文書の名称又は内容： 凡例：・以下、都市整備局地域まちづくり部同課頭書案件担当課長が甲宛てに作成交付した回答文書乃至反論文書を、便宜「回答文書」という。 ・回答文書冒頭において引用された甲文書を、「被引用甲文書」という。 ・平成x年y月z日を、「Hx. y. z. 」という。 1) 以下、表記担当課長が各回答文書の本文冒頭において引用した日付の、(1)乃至(8)に記載の甲が市宛てに作成交付した被引用文書： (1)回答文書日付：特定年月日B、被引用甲文書日付：特定年月日C、D、及び、Eの合計3文書。 (2)回答文書日付：特定年月日F：被引用甲文書日付：特定年月日Gの合計1文書。 (3)回答文書日付：特定年月日H：被引用甲文書日付：特定年月日Iの合計1文書。 (4)回答文書日付：特定年月日J：被引用甲文書日付：特定年月日Kの合計1文書。 (5)回答文書日付：特定年月日L：被引用甲文書

	<p>日付：特定年月日M、及びNの合計2文書。(6)回答文書日付：特定年月日O：被引用甲文書日付：特定年月日Pの合計1文書。(7)回答文書日付：特定年月日Q：被引用甲文書日付：特定年月日Rの合計1文書。(8)回答文書日付：特定年月日S：被引用甲文書日付：特定年月日Tの合計1文書。」</p> <p>(3) 「横浜市中心児童相談所（〒232-0024横浜市南区浦舟町3-44-2）に存在する故特定個人（特定年月日生）に関する係属記録一切）」</p> <p>4 第二部会からの報告 事務局から第二部会で決定した諮問第1486号に係る答申について報告した。</p> <p>5 行政文書の開示請求等に係る不服申立ての審議</p> <p>(1) 諮問第1457号（蓋然性を証明する文書）について</p> <p>ア 異議申立人の意見陳述を行った。 出席者 異議申立人 1人</p> <p>イ 答申の方向性を検討した。</p> <p>ウ 次回引き続き、答申の方向性を検討することとした。</p> <p>(2) 諮問第1458号から第1460号まで（市市情第393号の理由部分の抜粋ほか）について</p> <p>ア 異議申立人の意見陳述を行った。 出席者 異議申立人 1人</p> <p>イ 答申の方向性を検討した。</p> <p>ウ 次回引き続き、答申の方向性を検討することとした。</p> <p>(3) 諮問第1456号（女性福祉相談票）について 答申案を検討し、決定した。</p> <p>(4) 諮問第1485号（入札から落札までの経緯がわかる資料）について</p> <p>ア 事務局から事案の概要説明を行った。</p> <p>イ 次回、答申の方向性を検討することとした。</p>
特記事項	次回：平成27年12月10日（木） 関内中央ビル5階特別会議室

本議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定した。

横浜市情報公開・個人情報保護審査会第一部会 部会長 三辺 夏雄